

# 登校許可証明書

千葉県立磯辺高等学校 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_組\_\_\_\_番

生徒氏名 \_\_\_\_\_

下記の疾患で療養中のところ、現在軽快し、登校してよいことを証明します。

令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日から療養開始

令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日から登校可

該当疾患に○	疾患名	出席停止期間の基準 ※以下の基準に基づき、医師が判断する。
	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有な咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	腸管出血性大腸菌感染症	医師によって感染のおそれがないと認められるまで
	流行性角結膜炎	医師によって感染のおそれがないと認められるまで
	急性出血性結膜炎	医師によって感染のおそれがないと認められるまで
	A群溶連菌感染症	抗生剤内服開始後24時間以上経過し、発熱、発しん等の諸症状が回復するまで
	ウイルス性肝炎（A型）	肝機能が正常になるまで
	感染性胃腸炎	嘔吐・下痢症状が軽快し、全身状態が回復するまで
	マイコプラズマ感染症	解熱し、咳が軽快するまで
	その他の伝染病（ _____ ）	

※ 学校生活での注意事項

（ \_\_\_\_\_ ）

令和 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

医療機関名

医師名

印